

毎週火、金曜日発行（但休日に行るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正
- ◇訓令 甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項の一部改正
- ◇告示 国民健康保険条例の変更認可
肝てつ検査等の実施
県有種雄鶏貸付要綱

規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十一号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改

正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「知事公室長」を削り、「係長」を「係長等（室長及び分室の主任を含む。以下同じ。）」に改める。
第六条中「知事公室長、」を削り、「係長」を「係長等」に改める。
第七条の表を次のように改める。

| 正当 決裁者 | 代決の 順序 | | |
|-----------|----------------------------|------------------|-------------------------|
| | 第一 次 | 第二 次 | 第三 次 |
| 知事 | 副知事 | 主務部長 | 予め知事が指 定した部長 |
| 副知事 | 主務部長 | 予め副知事が 指定した部長 | 予め知事が指 定した部長 |
| 部長 | 次長 | 主務課長、局長 | 予め部長が指 定した課長、局 長 |
| 課長、局長 | 課長補佐 | 主務係長等 | 予め課長、局 長が指定した 係長等 |
| 係長等 | 係（室、分室 を含む。）内 の上席の吏員 | | 予め係長が指 定した係長等 |

別表(中)「知事公室長」及び「知事公室内」を削り、「係長専決事項」を「係長等専決事項」に改める。

別表(一)副知事専決事項第二号中「第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十九号及び第二十二号」を「第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号」に改める。

別表(二)知事公室長、部長専決事項第一号中「係長」を「係長等」に改め、同専決事項第二号中「第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十九号及び第二十二号」を「第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号」に改める。

別表(三)課長、局長等専決事項第二号中「第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十九号及び第二十二号」を「第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号」に改める。

別表(中)「知事公室長」を削り、「係長」を「係長等」に改める。

別表(一)人事課、副知事専決事項第二号中「二級吏員及び三級吏員」を「吏員」に改め、同専決事項第四号中「地方事務所長」を削り、「第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十九号及び第二十二号」を「第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号」に改める。

別表(二)人事課、知事公室長、部長専決事項第二号中「雇員、傭人、嘱託の任用退職」を「吏員以外の職員の任用」に改め、同専決事項第三号中「(地方事務所長を除く。)」を削り、「第一号、第七号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十九号及び第二十二号」を「第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。)、第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号」に改める。

別表(三)人事課課長、局長専決事項第一号を次のように改め、同専決事項第七号中「第一号、第七号(六日以内

の欠勤を除く。〕第十二号、第十九号及び第二十二号〕を「第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。〕第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号〕に改め、同専決事項第八号を削る。

一 臨時職員及び臨時的任用職員の任免(地方公務員法第十七、二十二条)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第三号

本庁内部部局の長
甲類附属機関の長
地方機関の長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号(甲類附属機関及び地方機関の長に対する委任事項)の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月十二日
鳥取県知事 遠 藤 茂

第四号を次のように改める。

四 職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年三月鳥取県人事委員会規則第二号)に規定する職務に専念する義務を免除すること。但し、第三条中第十号(六日以内の欠勤を除く。〕第十二号、第十三号、第十九号、第二十二号及び第二十六号の事由に該当する場合を除く。

別表中「大阪事務所一次長」の下に「、部長」を加える。

附 則

この訓令は、昭和三十三年三月十二日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七号

国民健康保険を行う多里村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基き

多里村国民健康保険条例の一部変更を昭和三十二年三月七日認可した。

昭和三十二年三月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第百八号

次のように肝てつ検査並びに駆除を実施するから家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定により牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十二年三月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 実施の目的 肝てつ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - 牛 ただし生後四箇月、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除の方法

検査—皮内注射反応法、虫卵検査法
駆除—ヘキサクロロエタン製剤投与

別表

| 実施期日 | 実施区域 | 実施場所 |
|-------|-----------|-------|
| 三月十八日 | 西伯郡淀江町宇田川 | 本宮検診所 |
| 十九日 | 大山町大山 | 種原 |
| 二十日 | " | 明間 |
| 二十二日 | " | 飯戸 |
| 二十三日 | " | 蔵岡 |
| 二十五日 | " | 原 |
| 二十六日 | " | 畑所 |
| 二十七日 | " | 別所 |
| 二十八日 | " | 前 |
| 二十九日 | " | 今在家 |
| " | " | 赤松 |
| " | " | 香取 |
| " | " | 宮内 |
| " | " | 坊領 |
| " | " | 平 |
| " | " | 佐摩 |
| " | " | 今在家 |

鳥取県告示第百九号

県有種雄鶏貸付要綱を次のように定める。

昭和三十二年三月十二日

鳥取県知事 遠藤 茂

県有種雄鶏貸付要綱

(目的)

第一条 この要綱は、県有種雄鶏を貸付して種鶏の改良増殖を促進し養鶏の振興を図ることを目的とする。

(借受者)

第二条 県有種雄鶏は、知事が適当と認める団体又は個人(以下「借受者」という。)に対し、この要綱によつて貸付する。

(申請書)

第三条 県有種雄鶏の貸付を受けようとするものは、毎年四月末日までに種雄鶏借受申請書(第一号様式)を

三十日 名和町光徳

上光徳 桑仙

知事に提出しなければならない。

(借受証)

第四条 借受者は県有種雄鶏の貸付を受けたときは、すみやかに借受証(第二号様式)を知事に提出しなければならない。

(貸付期間)

第五条 県有種雄鶏の貸付期間は貸付の日から二箇年とする。但し知事が必要と認めるときは貸付期間を変更することができる。

(繁殖成績の報告)

第六条 借受者は県有種雄鶏借受期間中、貸付種雄鶏台帳(第三号様式)を備えて必要事項を記入し、前年の六月一日又は貸付を受けた日から五月末日までの種雄鶏繁殖成績報告書(第四号様式)を作製して、六月末日までに知事に提出しなければならない。

(払下)

第七条 貸付種雄鶏の貸付期間が満了したときは、知事は借受者の希望により、その種雄鶏を時価をもつて払

い下げることができる。但し、その種雄鶏購入のとき、借入者から寄附があつた場合は、購入時の価格の県費負担額の率を時価に乗じた金額をもつて払い下げることがができる。

2 払下を受けようとするものは、種雄鶏払下申請書（第五号様式）を知事に提出しなければならない。

（賠償）

第八条 借受者は貸付種雄鶏について、失踪、盗難、へい死、その他重大な事故を生じたときは、直ちに知事にその旨を届け、出なければならぬ。但しへい死の場合においては、獣医師の診断書又は検案書を添えて届け出るものとする。

2 前項の事故によつて損害を生じた場合、借受者は知事の定める金額を知事の指定した期日に賠償しなければならぬ。但し、事故が、天災その他やむを得ない事由によると知事が認めるときは、賠償金の支払を免除することができる。

（経費負担）

第九条 貸付種雄鶏の受渡しは、知事の指定する期日及び場所で行い、これに要する費用及び飼養管理その他一切の経費は借受者の負担とする。

（貸付種雄鶏の返納）

第十条 借受者が、この要綱に違反したときは、知事は貸付種雄鶏を返納させることができる。この場合借受者は、これによつて生ずる損害の賠償を請求することができない。

附 則

1 この要綱は昭和三十二年三月十二日から施行する。
2 昭和三十一年度に限り第三条中「毎年四月末日」とあるのは「三月二十日」と読み替えるものとする。

第一号様式

年 月 日

住所

申請人

氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

種雄鶏借受申請書

種雄鶏の改良増殖を図るため、左記のとおり種雄鶏を借り受けたいので、県有種雄鶏貸付要綱第四条の規定により申請いたします。

この申請により貸付を受けたときは、県有種雄鶏貸付要綱に規定する条項及び貸付通知書による指示事項を誠実に守り、借受人の義務を完全に履行することを誓約いたします。

記

- 一 種雄鶏の品種及び羽数
- 二 産地その他希望事項
- 三 予定飼育場所別羽数
- 四 交配予定種雌鶏数
- 五 借受期間

箇年

第二号様式

年 月 日

住所

借受人

氏

名 印

鳥取県知事 氏 名 殿

借 受 証

| 貸付番号 | 品 種 | 生年月日 | 飼養管理の場所 |
|------|-----|------|---------|
| | | | |

右のとおり昭和 年 月 日付第 号貸付書に基き借り受けました。

